

令和8年2月18日

会員各位

(一社)三重県トラック協会
会長 小林 俊二

適正原価に関する実態調査の協力お願い

平素は当協会の業務運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年6月に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上を図り、持続可能な物流を実現するため、今後3年以内に事業の許可の更新制や適正原価制度が導入されることとなります。

そこで、国土交通省では、本法律の改正の趣旨を踏まえ適正原価の設定作業を行うにあたり、全ての運送事業者を対象にトラック事業者の原価構造の実態調査を実施いたしております。

つきましては、業務ご多用のところ恐れ入りますが、本調査の趣旨や目的をご理解いただき、必ずご回答をいただきますようお願い申し上げます。

※国土交通省より今後皆様が適正原価を收受するためにも、実態に即した原価構造を定める必要がある重要な調査であるため、「記載が困難なもの、該当しないもの、その他諸事情で記載できない項目については、該当項目は空欄でも構わないと回答をいただきたい」との回答をいただいております。

1. 調査対象者

全ての貨物自動車運送事業者が調査対象

※営業所宛てに調査用紙が届いた際には、必ずご回答をお願いいたします。

2. 回答期限

- ①ドライバン等：令和8年2月20日（金）まで
- ②特殊車両等：令和8年2月27日（金）まで

3. 回答方法

- ①こちらの「<https://www.mlit.site/>」サイトから回答
- ②Excelファイルに入力し、メールにて返信

※やむを得ない場合には、調査用紙に同封された返信用封筒を用いた書面回答でも可